

公有地の拡大の推進に関する法律の届出・申出

公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）は、住みよいまちづくりのために必要な道路、公園、学校などの公共用地を計画的に取得することを目的に、昭和47年に制定されました。

- 具体的には、土地の所有者が、
- ① 土地を有償譲渡しようとするときは、町長に届け出ること（届出制度）
 - ② 町や県に土地の買取りを希望するときは、町長に申出ることができること（申出制度）の2つの制度を設けて、届出や申出のあった土地が公共施設などの用地として必要なものと判断されますと、町や県等が土地の所有者と買取り協議（売買交渉）を行い、合意に達すればその土地を買取るというものです。
- また、こうして買い取られた土地の譲渡所得税については、租税特別措置法の規定によりまして最高で1500万円の特別控除が受けられることとなっています。
- 皆様にはこの制度をご理解いただき、御協力をお願いいたします。



1 届出制度とは？

土地の所有者が一定の要件を満たす町内の土地を売買や交換などにより有償で譲渡しようとするときは、その譲渡をする前に町長に届け出る必要があります。届出は、当町の都市施設整備課で受け付けます。

・届出の必要な土地は？

・都市計画施設の区域内		100㎡以上
・都市計画区域内	・道路法、河川法、都市公園法等により決定された区域	100㎡以上
	・新たな市街地の造成を目的とする土地 区画整理事業の区域	100㎡以上
	・新都市基盤整備事業又は住宅街区整備 事業の区域内	100㎡以上
	・生産緑地の区域	100㎡以上
	・上記のほか市街化区域内	5,000㎡以上
	・その他の区域内	10,000㎡

2 申出制度とは？

土地の所有者が、その所有する土地を町や県などの地方公共団体等買い取ってほしいときは、その旨を町長に申出ることができます。申出は、当町の都市施設整備課で受け付けます。

・申出のできる土地は？

・都市計画施設の区域内 または ・都市計画区域内	100㎡以上
--------------------------------	--------



3 買取りの協議とは？

届出や申出のあった土地が公共施設などの用地として必要なものと判断されますと、県や市町村等が土地の所有者と買取り協議（売買交渉）をさせていただく旨の通知をします。この通知は、届出や申出のあった日から3週間以内に行います。

なお、届出や申出をすると、一定期間はその土地を他に譲渡することができません。

4 届出・申出の手続きは

